

〔 役員規程 〕

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、当法人の次年度の会長及び役員を選出方法並びに役員の仕事等を定めたものである。

第2章 役員を選出

(選出)

第2条 理事及び会長、幹事、会計（以下三役と称する）の選考は8月の社員総会において、次の手順により行なう。

- (1) 出席社員による投票にて選出する。
- (2) 理事の選出は、選挙人が確定された会員名簿より3人を連記無記名投票し、得票数の上位4人を選出する。但し、同数得票者がある場合は、決戦投票とする。
- (3) 会長、幹事、会計の選出は、同条2項の者と当年度の三役含めた7名の候補者から、それぞれ無記名投票により選出する。
- (4) 選出者は特別な事由が無い限り、これを拒むことはできない。

(理事の補欠選出)

第3条 任期中に理事に欠員が生じた時には、臨時社員総会において行なう。

- (1) 会長の場合には、理事の中より選出する。
- (2) 幹事、会計の場合には、各経験のある会員の中より選出する。
- (3) 理事の場合には、理事経験のある会員の中より選出する。

(任期)

第4条 任期は、定款23条定める期間とする。

第3章 顧問等を選出

(顧問、相談役等)

第5条 当法人は、定款25条に基づき顧問及び相談役を委嘱することができる。

2 顧問、相談役は会員以外の者とし、当法人の円滑な運営にあたり、適切な助言、勘案等ができる有識者とする。

(選出等)

第6条 顧問、相談役は社員総会の議決によって選任する。

第4章 理事及び顧問等の職務等

(理事職務)

第7条 当法人の理事は、定款第22条に定める事項のほか、次の職務を有する。

(1) 会長

① 当法人を代表し、すべての事業の総括責任者となる。

(2) 幹事

① 会長と連携を密にして、当法人の円滑な運営にあたる。

② 会長と各委員会との連絡、調整を図る。

③ 各委員会間の調整を図り、定例会及び委員会活動の円滑な実施に資する。

④ 社員総会の議事録の作成。

(3) 会計

① 会費等の収納管理業務。

② 現金及び預金の管理業務。

③ 各委員会の事業計画予算の管理業務。

④ 毎事業年度終了後、当該年度末における収支計算書の作成。

(4) 理事

① 入会に関する事務取扱業務。

② 会長、幹事及び会計を補佐し、会務を遂行する。

(顧問、相談役の役割)

第8条 顧問及び相談役は、当法人の運営に関し会長の諮問に応え助言をすることができる。

(理事及び役員解任)

第9条 理事及び役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により、それを解任することができる。

(1) 職務上の義務違反その他理事及び役員たるにふさわしくない行為があったと認められる時。

(2) 心身の故障のため、職務の執行ができないと認められる時。

2 前項の規定により解任しようとする場合には、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 変更

(変更)

第10条 本規程の変更は、定款第15号第3項により、総会の議決を経なければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本規程は、平成23年12月19日より施行する。

(経過措置)

第2条 本規程による変更は、変更前の規定により生じた効力を妨げない。

(細則)

第3条 本規程の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て定める。